

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

国民年金関係 1件

三重国民年金 事案 1199

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月

申立期間について、その当時、両親が国民年金保険料を納付していたが、後に同期間を特例納付させられたため、重複納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び義姉の国民年金加入期間について、A町において納付された期間と重複して特例納付された期間が存在している。このことから、当時のA町における現年度納付の管理には適正でない面がうかがえる。

また、申立期間について、申立人は、現年度納付と特例納付を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年12月に払い出されていることから、国民年金制度発足時に加入手続が行われたと考えられ、申立期間については現年度納付が可能であったことがうかがえる一方、国民年金被保険者台帳によると、申立人の申立期間の保険料は、第1回特例納付により納付されていることが確認できるが、当時のA町における記録管理が適正に行われていなかった状況を鑑みれば、申立期間についても、現年度納付されていたにもかかわらず特例納付された可能性を否定できない。

さらに、申立人の申立期間を除く国民年金加入期間は、全て特例納付によることなく納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和38年3月の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から45年3月まで
② 昭和43年6月
③ 昭和40年10月から41年5月まで

申立期間①について、その当時、義父母と夫が国民年金保険料を納付していたが、後に同期間を特例納付させられたため、申立期間①は重複納付している。申立期間②について、年金事務所の資料では「100円不足」と記載されていることから、後に不足とされた100円を支払ったが、そもそも不足無く支払っていたため、100円余分に支払わされたこととなる。申立期間③について、2回還付されているが、重複して還付される理由はないため、誤った還付記録を訂正してほしい。

また、申立期間①を「*」から始まる国民年金手帳記号番号で納付していたにもかかわらず、今の基礎年金番号は「*」から始まっているため、私の基礎年金番号を「*」から始まる番号に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の保険料について、申立人は、現年度納付と特例納付を行ったと主張しているところ、申立人から提出されたA町の国民年金保険料領収表によると、申立期間①のうち、昭和40年8月から44年12月までの保険料は、A町において納付されていることがうかがえるが、申立人から提出された国民年金保険料領収証書及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の当該期間を含む申立期間①の保険料は、第1回特例納付により納付されていることが確認できる。このことから、社会保険事務所（当時）は、当該期間において重複納付されていたとして、還付処理が行われており、

当時のA町における現年度納付の管理には適正でない面がうかがえ、申立期間①のうち、45年1月から同年3月までの期間についても、現年度納付されていたにもかかわらず特例納付された可能性を否定できない。

また、申立人は、当時、申立人の夫の国民年金保険料とともに納付した旨主張しているところ、申立人の夫の保険料は特例納付によらず納付されていることが確認できる。

- 2 申立期間①のうち、昭和40年8月から44年12月までの保険料について、上述のとおり、平成17年3月3日に還付決議がなされ、19年1月に1回目の還付処理を行っていることが確認できる。また、申立期間③の保険料について、同期間は国民年金被保険者期間とされていたが、厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したため、当該期間の厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号に統合されたことを受け、国民年金の納付済期間であった申立期間③が国民年金被保険者となり得る期間でなくなったことにより平成22年12月17日に還付決議がなされ、23年2月に2回目の還付処理が行われており、1回目及び2回目のいずれの還付処理にも問題は見当たらない。

なお、申立期間③に係る平成22年12月17日の還付決議について、一般保険料額を基に還付金額が算出されると考えられるところ、一般保険料より高額の特例納付保険料額を基に還付金額が算出されていることがうかがえる。

- 3 申立期間②の保険料について、申立人は、国民年金被保険者台帳に100円不足している旨が記載されていることから、後に100円支払ったが、そもそも100円不足していた事実はなかったため、100円余分に支払ったと主張しているが、申立人から提出された昭和42年7月から45年3月までの保険料を特例納付した領収書に記載されている保険料額は適正である上、ほかに規定の保険料より高額な保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

- 4 申立人は、自身の基礎年金番号を「*」から始まる番号に変更してほしいと主張しているが、現在申立人に付番されている基礎年金番号について申立人は自身のものであることを容認しており、当該基礎年金番号は申立人に適正に付番されていることから、基礎年金番号を変更する必要は無い。

なお、日本年金機構から申立人の主張は、基礎年金番号を変更する事由にあたらぬ旨回答を得ている。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1201

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から38年3月まで

申立期間について、その当時、両親が国民年金保険料を納付していたが、後に同期間を特例納付させられたため、重複納付している。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び義妹の国民年金加入期間について、A町において納付された期間と重複して特例納付された期間が存在している。このことから、当時のA町における現年度納付の管理には適正でない面がうかがえる。

また、申立期間について、申立人の妻は、現年度納付と特例納付を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年12月に払い出されていることから、国民年金制度発足時に加入手続が行われたと考えられ、申立期間については現年度納付が可能であったことがうかがえる一方、国民年金被保険者台帳によると、申立人の申立期間の保険料は、第2回特例納付により納付されていることが確認できるが、当時のA町における記録管理が適正に行われていなかった状況を鑑みれば、申立期間についても、現年度納付されていたにもかかわらず特例納付された可能性を否定できない。

さらに、申立人の申立期間を除く国民年金加入期間は、全て特例納付によることなく納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から同年12月までの期間及び42年3月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から46年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

申立期間①について、婚姻前は本人が、婚姻後は義父母が国民年金保険料を納付していたが、後に同期間を特例納付させられたため、申立期間①は重複納付している。申立期間②について、本来の国民年金手帳記号番号で現年度納付をしているが、別の番号で納付した領収書を所持しており、重複して納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の保険料について、申立人は、現年度納付と特例納付を行ったと主張しているところ、申立人から提出されたA町の国民年金日掛個人別集計表によると、申立期間①のうち、昭和41年1月から42年2月までの保険料は、A町において納付されていることがうかがえるが、申立人から提出された国民年金保険料領収証書及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の当該期間を含む申立期間①の保険料は、第2回特例納付により納付されていることが確認できる。このことから、社会保険事務所（当時）は、当該期間において重複納付されていたとして、還付処理が行われており、当時のA町における現年度納付の管理には適正でない面がうかがえ、申立期間①のうち、40年7月から同年12月までの期間及び42年3月から46年3月までの期間についても、現年度納付されていたにもかかわらず特例納付された可能性を否定できない。

また、申立人が婚姻した昭和43年1月以降、同居している申立人の夫の保

保険料は特例納付によらず納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 41 年 1 月から 42 年 2 月までの保険料について、上述のとおり、平成 17 年 6 月 9 日に還付決議がなされ、19 年 1 月に還付処理を行っていることが確認でき、当該還付処理に問題は見当たらない。

申立期間②の保険料について、申立人から提出された B 市発行の国民年金保険料領収証書によると、申立期間②のうち、昭和 47 年 4 月から同年 12 月までの保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号と異なる番号が記載されているところ、当該番号は、申立人の義妹のものであることが確認できる。このことから、申立期間②における申立人の義妹の年金記録を確認したところ、A 町、C 市及び D 市で国民年金保険料を現年度納付している上、申立人の義妹は B 市に居住した形跡も無い。

また、申立期間②のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が記載されている国民年金保険料領収証書により現年度納付されていることから、申立人の義妹の国民年金手帳記号番号が記載されている国民年金保険料納付書により納付した保険料は、申立人の保険料として取り扱われ、その結果、申立人の 47 年 4 月から同年 12 月までの保険料が納付済期間となったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の義父母が国民年金保険料を重複納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間②の保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 42 年 3 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年2月から40年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

申立期間について、その当時、両親が国民年金保険料を納付していたが、後に同期間を過年度納付させられたため、重複納付している。

(注) 申立ては、申立人の兄が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義姉の国民年金加入期間について、A町において納付された期間と重複して特例納付された期間が存在している。このことから、当時のA町における現年度納付の管理には適正でない面がうかがえる。

また、申立期間②について、申立人の兄は、現年度納付と過年度納付を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年5月に払い出されていることから、同年同月頃に加入手続が行われたと考えられ、申立期間②については現年度納付が可能であったことがうかがえる一方、申立人の兄から提出された国民年金保険料領収証書及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の申立期間の保険料は、昭和45年9月22日に過年度納付されていることが確認できるが、当時のA町における記録管理が適正に行われていなかった状況を鑑みれば、申立期間②についても、現年度納付されていたにもかかわらず過年度納付された可能性を否定できない上、申立期間②前後の期間は現年度納付されている。

申立期間①のうち、昭和39年2月及び同年3月の保険料について、申立人の兄から提出されたA町の国民年金被保険者名簿によると、40年1月19日

に過年度納付されているが、申立人の国民年金加入手続は上述のとおり、39年5月頃に行われていることから、当該期間を現年度納付することはできない上、申立人の両親が当該期間の国民年金保険料を現年度納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、当該期間の保険料を現年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和39年4月から40年3月までの保険料について、申立人の兄から提出されたA町の国民年金被保険者名簿によると、現年度納付されているが、申立人の両親が当該期間の国民年金保険料を過年度納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、当該期間の保険料を過年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 2 月、同年 3 月及び同年 11 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 5 月

申立期間①について、その当時、両親が国民年金保険料を納付していたが、後に同期間を過年度納付させられたため、重複納付している。申立期間②について、その当時、両親が保険料を納付していたが、後に同期間を特例納付させられたため、重複納付している。申立期間③について、保険料を納付した領収書を所持しているが、国民年金の納付記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義姉の国民年金加入期間について、A町において納付された期間と重複して特例納付された期間が存在している。このことから、当時のA町における現年度納付の管理には適正でない面がうかがえる。

また、申立人は、申立期間①については現年度納付と過年度納付、申立期間②については現年度納付と特例納付を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 37 年 3 月に払い出されていることから、同年同月頃に加入手続が行われたと考えられ、申立期間①及び②については現年度納付が可能であったことがうかがえる一方、申立人から提出された国民年金保険料領収証書及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の申立期間①の保険料は、昭和 39 年 4 月 28 日に過年度納付、申立期間②の保険料は、第 2 回特例納付により納付されていることが確認できるが、当時のA町における記録管理が適正に行われていなかった状況を鑑みれば、申立期間①及び②についても、現年度納付されていたにもかかわらず、過年度納付及び特例

納付された可能性を否定できない。

さらに、申立人の申立期間①及び②を除く国民年金加入期間は、全て過年度納付や特例納付によることなく納付済みとなっている。

申立期間③の保険料について、申立人から提出された国民年金保険料領収証書によると、納付していることが確認できる。

しかし、申立期間③は、当時、国民年金被保険者期間とされていたが、厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したため、国民年金の納付済期間であった当該期間が国民年金被保険者となり得る期間でなくなったことにより平成13年10月12日に還付決議がなされ、同年11月に還付処理が行われており、当該還付処理に問題は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月、同年3月及び同年11月から38年3月までの期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで

申立期間①について、その当時、両親が国民年金保険料を納付していたが、未加入期間となっている。申立期間②について、その当時、両親が保険料を納付していたが、後に同期間を特例納付させられたため、重複納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の保険料について、現年度納付していたと主張しているが、A市及びB町の国民年金被保険者名簿、申立人が保管している年金手帳及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の申立期間①は未加入期間となっていることが確認できる。

また、申立期間①について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の両親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②の保険料について、申立人は、現年度納付と特例納付を行ったと主張しており、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の申立期間②に係る保険料は、第2回特例納付により納付されていることが確認できる。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 5 月に払い出されていることから、この頃国民年金の加入手続をしたと考えられるが、その時点で申立期間②の保険料を現年度納付すること

はできない。

また、申立人の両親が申立期間②の国民年金保険料を現年度納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間②の保険料を現年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。